

**喜楽苑 (介護予防)短期入所生活介護事業所**  
**重要事項説明書**

社会福祉法人 清心会 喜楽苑 短期入所生活介護事業所

## 重要事項説明書

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、重要な事項をご説明いたします。

### 1 事業者の概要

指定事業者番号	4 2 7 0 1 0 1 1 3 4
事業者の名称	喜楽苑 短期入所生活介護事業所
事業者の所在地	長崎市竿浦町 9 4 5 番地
代表者名	理事長 向 井 敦 朗
管理者	施設長 浦 岡 健 一
利用定員	20名及び併設の介護老人福祉施設の空床利用
電話番号	( 0 9 5 ) - 8 7 8 - 7 6 6 7
F A X 番号	( 0 9 5 ) - 8 7 8 - 7 0 7 4

### 2 利用施設

施設の名 称	介護老人福祉施設 喜 楽 苑
施設の所在地	長崎市竿浦町 9 4 5 番地
施設長名	施設長 浦 岡 健 一
電話番号	( 0 9 5 ) - 8 7 8 - 7 6 6 7
F A X 番号	( 0 9 5 ) - 8 7 8 - 7 0 7 4

### 3 利用施設で行われるその他の事業

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 喜楽苑 入所定員50名 (平成2年9月20日開設)
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 喜楽苑こもれ陽 入所定員20名 (平成23年3月1日開設)
通所介護事業	デイサービスセンター *KiRaKu* (平成2年10月1日事業開始) (令和4年4月名称変更)
訪問介護事業	喜楽苑訪問介護事業所 (平成3年4月1日事業開始)
居宅介護支援事業	喜楽苑居宅介護支援事業所 (平成12年4月1日事業開始)
訪問看護事業	訪問看護在宅療養ステーション桃花 (平成26年11月1日事業開始)

定期巡回随時対応型事業	定期巡回随時対応型訪問介護看護桃花 (平成27年4月1日事業開始)
地域包括支援センター	深堀・香焼地区地域包括支援センター (平成24年8月1日事業開始)
住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム金木屋 清心会指定福祉用具貸与事業所 指定福祉用具販売事業所 (令和1年7月8日開設)

#### 4 施設の概要

建 物	鉄筋コンクリート造 3階建(エレベータ設置)			
居 室	個 室	2 部 屋	1部屋当たり の 広 さ	16.5 m <sup>2</sup>
	4人部屋	17部屋		33.0 m <sup>2</sup>
食 堂 ( 大 ホール )		ナースセンター		
機 能 訓 練 フ ロ ア		医 務 室		
談 話 室 ( 小 ホール )		静 養 室		
一 般 浴 室		面 会 室		
機 械 浴 室		洗 濯 室		
調 理 室		中 庭		
仏 間				

#### 5 職員体制 (主たる職員で、介護職は、併設の介護老人福祉施設と兼務)

	常 勤		非常勤		合 計	その他の職種・資格等
	専任	兼務	専任	兼務		
施設長(管理者)		1			1	介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士
生活相談員		1			1	介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事
介護職員		22	2	6	30	介護福祉士・社会福祉主事・初任者研修
看護職員		3			3	看護師・准看護師
医師				1	1	医師
栄養士		1			1	管理栄養士

(令和6年4月現在)

## 6 事業の目的

社会福祉法人清心会(以下「本会」という。)が行なう指定介護予防短期入所生活介護事業又は指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者(以下「従業者」という。)が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため要支援者又は要介護者に対し、適切な予防介護短期入所生活介護又は短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。(運営規程抜粋)

## 7 運営の方針

事業は、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村の保険者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。(運営規程抜粋)

## 8 営業日及び利用方法

営業日	年中無休
ご利用方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用のご予約は随時受け付けておりますので、担当の介護支援専門員へご連絡をお願いします。当苑にも直接ご連絡いただけます。</li><li>・ベッドの数に限りがございますので、満床時などご利用できない場合がございます。ご利用の際はお早めのご予約をお勧めいたします。</li></ul>

## 9 サービスの概要

援助内容	内容
食事の援助	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 栄養士によるバランスが取れ、身体の状況に配慮した食事を提供します。<ul style="list-style-type: none"><li>・噛む、飲み込みなどの状態に合わせて、①普通食 ②きざみ食 ③超きざみ食 ④ミキサー食 ⑤流動食など、食べやすい形態に調理します。</li><li>・体調などに応じて、①普通食 ②軟飯 ③粥食 ④糖尿食 ⑤減塩食など、各食を準備します。</li></ul></li><li>2) できる限り利用者自身で食べる事ができるように、スプーン・フォーク・軽量食器など必要な道具や器具を準備します。</li></ol>

<p>食事の援助</p>	<p>3) 嗜好調査を定期的におこない、食べられない品物や嫌いな品物は別の品物に変更するなど、利用者の嗜好にあった食事を提供します。</p> <p>4) 食事を美味しく楽しく食べる事ができるように、季節ごとのイベント食や、温かいものは温かく冷たいものは冷たく、また、食堂の雰囲気作りにも配慮して提供します。</p> <p>(食事時間) 朝食 8:00～</p> <p>                  昼食 12:00～</p> <p>                  夕食 17:30～</p>
<p>排泄の介助</p>	<p>1) おむつはできる限り使用しないようにします。</p> <p>2) 排泄感覚が無くなっても「濡れたら換える」「濡れる前にトイレへ誘導する」という排泄の基本に徹し、排泄の自立を考えた適切な援助を行います。</p> <p>3) 安易に緩下剤を使用せず、利用者にあった排泄誘導や食べ物などを工夫し自然排便を促します。</p> <p>4) やむを得ずおむつを使用している利用者へは、排泄状態にあわせたおむつを使用し、定時交換をおこなうほか、必要に応じて随時交換をします。</p>
<p>入浴の介助</p>	<p>1) 1週間に2日以上の入浴を確保します。</p> <p>2) 利用者の身体の状態にあわせた入浴方法で、安全で安心して入浴できるようにします。</p> <p>3) 発熱などでやむを得ず入浴ができなかった利用者へは、入浴日を変更する、清拭などおこない身体の清潔を保てるようにします。</p> <p>4) 着替えや、洗髪、洗身などできない部分は、必要なお手伝いをします。</p>
<p>身の援助</p>	<p>1) 自立を考えた上での朝夕の着替えの援助をおこないます。「時」「場所」「目的」にあった服装を心がけ、汚れた時点で交換します。</p> <p>2) シーツなどの寝具の交換は、最低週1回以上行います。また、シーツなどのしわや汚れが無いように留意し、適時ベッドメイキングをします。</p> <p>3) 目脂などがついたままにはせず、洗顔や清拭の援助を行います。</p> <p>4) 手指が汚れたままにはせず、手洗いや消毒など清潔を保つように援助を行います。</p> <p>5) 爪切り、耳掃除、髭剃り、理容など身だしなみを整えるように援助をおこないます。</p> <p>6) 口腔内の清潔を保つように、歯磨きやうがいなどの援助をおこないます。</p> <p>7) ベッド周囲などの居住スペースは、清潔な状態を保つように掃除等の援助をおこないます。</p>

身辺の援助	8) 車椅子、眼鏡、補聴器などの補助器具は、適切で正常に使用できるように援助します。
健康管理・ 促進の援助	1) 嘱託医師による診察日を週に2日設けます。また、利用者の状態に合わせた往診をおこないます。 2) 利用者かかりつけの医療機関と連絡を密におこない、往診・受診等の適切な処置をおこないます。 3) 医療機関への受診の際は、可能な限り送迎をおこないます。 4) 利用者・ご家族等の合意により適切な健康管理をおこないます。 5) 利用者に必要な機能訓練や遊びリテーション等のプログラムを提供します。
コミュニケーション	1) コミュニケーションを大切にし、利用者と援助者として節度のある関係を築きます。 2) 利用者及びご家族の相談・悩み事等に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助をおこないます。 (相談窓口) 生活相談員 松尾奈穂
余暇活動の援助	1) レクリエーションや趣味活動など、様々な活動の支援及び援助をおこないます。 2) 利用者が希望する場所への、外出等をおこないます。 3) 社会活動の一環として、地域で催される行事へは利用者と共に参加します。
送迎の援助 (事業所～自宅)	1) 利用者、ご家族の要望に応じて送迎をおこないます。送迎時間等については、可能な限り要望に応じますが、状況によっては要望に添えない場合があります。 2) 通常の送迎の実施地域外への送迎に関しては、送迎範囲を超える地点から自宅間の実費を徴収する事があります。 ※通常の送迎の実施地域は、高島町を除く長崎市の南部となります(詳細は別表へ記載)。
以下は、介護保険適用外のサービスとなります。	
理美容サービス	・理容免許所持者が、毎月二回来苑し、散髪をおこないます。
外食等の外出	・利用者の要望による、外食等の外出行事をおこないます。
送 迎	・通常の送迎の実施地域外への送迎(送迎の範囲を超える地点から自宅間の送迎)。
その他	・介護保険給付サービスには該当せず、実費負担が妥当と判断するもの。

10 利用料金  
 (別紙)利用料金表一覧に記載のとおりです。

11 料金のお支払い方法

お支払い方法	当月の利用料請求書(明細書添付)を、翌月末日までに送付します。翌々月12日に、ご指定の金融機関口座から自動引き落としでお支払いいただくよう、お願いいたします。ただし、12日が金融機関休業日の場合は、直後の営業日とします。
--------	--

12 嘱託医師及び協力医療機関

嘱託医師	氏名	深堀 茂樹	
	診療科	内科 (深堀内科医院・長崎市小ヶ倉町)	
	診察日	月曜日・木曜日	
医療機関	深堀内科医院 (長崎市小ヶ倉町)		電話 095-878-1182
	いわもと歯科医院 (長崎市深堀町)		電話 095-832-3008

13 事故発生時の対応

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事故発生時は救命を第一に考え、主治医の指示のもと必要な措置及び医療機関への受診等、早急な対応をします。</li> <li>2) 早急な対応と同時に家族への報告をします。</li> <li>3) 契約書「損害賠償」に基づき、損害の賠償をします。</li> <li>4) 事故の原因を究明し、再発防止に努めます。</li> </ol> |
|---|

14 苦情処理の体制・手順

- |  |                 |                  |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
|--|-----------------|------------------|--|---------|-------|-------|---------|-----|-------|---------|-------|------------------|-------|------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置し、相談に訪問した入所者及びご家族のプライバシーと秘密の保持、迅速な対応と早急な解決をします。</li> <li>2) 苦情・相談窓口、受付担当者を選任し、当該担当者が苦情相談にあたります。           <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>苦情・相談窓口</td> <td colspan="2">すべての看護・介護職員</td> </tr> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td>生活相談員</td> <td>松尾 奈穂</td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td>相談役</td> <td>浦岡 健一</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三者委員氏名</td> <td>松尾 英昭</td> <td>電話 070-2662-3659</td> </tr> <tr> <td>高木 栄子</td> <td>電話 080-4313-2608</td> </tr> </table> <p>※苦情相談は、24時間受付(上記以外の者でも受け付けます。)<br/>           電話 095-878-7667</p> <p>※苦情に関しては、事業所のほか公的機関へ直接相談することもできます。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・長崎市介護保険課</td> <td>電話 095-829-1163</td> </tr> <tr> <td>・長崎県国民健康保険団体連合会</td> <td>電話 095-826-1599</td> </tr> </table> </li> </ol> | 苦情・相談窓口         | すべての看護・介護職員      |  | 苦情受付担当者 | 生活相談員 | 松尾 奈穂 | 苦情解決責任者 | 相談役 | 浦岡 健一 | 第三者委員氏名 | 松尾 英昭 | 電話 070-2662-3659 | 高木 栄子 | 電話 080-4313-2608 | ・長崎市介護保険課 | 電話 095-829-1163 | ・長崎県国民健康保険団体連合会 | 電話 095-826-1599 |
| 苦情・相談窓口  | すべての看護・介護職員     |                  |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
| 苦情受付担当者  | 生活相談員           | 松尾 奈穂            |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
| 苦情解決責任者  | 相談役             | 浦岡 健一            |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
| 第三者委員氏名  | 松尾 英昭           | 電話 070-2662-3659 |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
|  | 高木 栄子           | 電話 080-4313-2608 |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
| ・長崎市介護保険課  | 電話 095-829-1163 |                  |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |
| ・長崎県国民健康保険団体連合会  | 電話 095-826-1599 |                  |  |         |       |       |         |     |       |         |       |                  |       |                  |           |                 |                 |                 |

3)	苦情・相談窓口担当者が、お客様及びそのご家族からの苦情相談を受け付け、その内容を十分に聞き、内容を確認した上で、その段階で解決できると判断されるものは、その場で解決します。
4)	窓口担当で解決が困難な場合は、処理を保留し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び苦情・相談の対象となっている部門の責任者と協議し解決します。
5)	当該事業所内で解決が困難な場合は、事業所が選任した第三者委員の立会いのもと、当該苦情申し立て者との話し合いをおこない解決します。
6)	苦情・相談に関する、解決の経過及び結果については、解決・改善策を明確にし、入所者及びご家族へ報告します。
7)	解決後においても様子観察と記録をおこない、経過を見守ります。

## 15 非常災害時の対策

避難訓練	当事業所では、年間2回以上消防署職員立会いの下、職員・入所者・サービス利用者合同の避難訓練を行います。 (夜間想定含む)														
非常時の対応	防火管理者の指揮のもと、消防計画にのっとり、全職員協力して迅速かつ適切に対応します。														
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>非常階段</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知機</td> <td>あり(南消防署へ直通)</td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ報知器</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>防火扉・シャッター</td> <td>3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>6ヶ所</td> </tr> <tr> <td>非常通報装置</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>非常用自家発電</td> <td>あり</td> </tr> </table> <p>カーテン等寝具については難燃性のものを使用しております。</p>	非常階段	あり	自動火災報知機	あり(南消防署へ直通)	ガス漏れ報知器	あり	防火扉・シャッター	3ヶ所	消火栓	6ヶ所	非常通報装置	あり	非常用自家発電	あり
非常階段	あり														
自動火災報知機	あり(南消防署へ直通)														
ガス漏れ報知器	あり														
防火扉・シャッター	3ヶ所														
消火栓	6ヶ所														
非常通報装置	あり														
非常用自家発電	あり														
防火管理者	東 尾 中														

## 16 その他の留意事項

来訪・面会	面会の際には、面会票に記載をお願いいたします。
外出・外泊	外出の際には、予めご連絡をいただき、所定の届出書へご記入下さい。 外泊はお断りし、サービスの終了となります。
所持品・貴重品の管理	所持品は入苑の際に担当職員がチェック・管理します。 貴重品は、事務所の金庫にて安全な保管をいたします。
事業所内の設備器具備品の利用	事業所内の設備・器具備品は、本来の使用法をお守り下さい。 入所者が故意に破損させた場合、賠償していただくこともございます。 なお、器具によっては、ご使用の際、職員の立会いが必要な場合がございますのでお申し付け下さい。
喫煙・飲酒	所定の場所で、他の入所者のご迷惑にならないようお願いいたします。 (状況により、職員が指示させていただく場合がございます。)
その他	ご不明な点はお気軽におたずねください。



(別紙)

料金表 (単位数×10.17円)

① 介護予防短期入所生活介護 (1日あたり)

				併設型			空床型		
				1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
保険内のサービス	基	従来型個室	要支援 1 (446単位)	454円	907円	1,361円			
			要支援 2 (555単位)	565円	1,129円	1,694円			
	本	多床室	要支援 1 (446単位)	454円	907円	1,361円	454円	907円	1,361円
			要支援 2 (555単位)	565円	1,129円	1,694円	565円	1,129円	1,694円
	サービス提供体制強化加算 I (22単位)			22円	45円	67円			
	サービス提供体制強化加算 III (6単位)						7円	13円	19円
	送迎加算 (1回につき、184単位)			188円	375円	562円	188円	375円	562円
	介護職員処遇改善加算 I			所定単位数×8.3%			所定単位数×8.3%		
	介護職員等特定処遇改善加算 I			所定単位数×2.7%					
	介護職員等特定処遇改善加算 II						所定単位数×2.3%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数×1.6%			所定単位数×1.6%		
保険外のサービス	保険の枠を超えて上記のサービスを利用した場合						全額自己負担		
							朝食	350円	
							昼食	523円	
							夕食	572円	
							1日	1,445円	
	居住費/1日(従来型個室・多床室)						855円		
	理美容サービス費(1回につき)						1,500円		
	通常の送迎の実施地域外への送迎にかかる費用						実費相当額		
屋外行事の諸施設利用料、飲食代等、医療費、個人の嗜好による物品の購入にかかる費用等、実費負担が妥当と判断するもの。						実費相当額			

② 短期入所生活介護(1日あたり)

				併設型			空床型		
				1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
保険内のサービス	基	従来型個室	要介護 1 (596単位)	607円	1,213円	1,819円			
			要介護 2 (665単位)	677円	1,353円	2,029円			
			要介護 3 (737単位)	750円	1,499円	2,249円			
			要介護 4 (806単位)	820円	1,640円	2,460円			
			要介護 5 (874単位)	889円	1,778円	2,667円			
	本	多床室	要介護 1 (596単位)	607円	1,213円	1,819円	607円	1,213円	1,819円
			要介護 2 (665単位)	677円	1,353円	2,029円	677円	1,353円	2,029円
			要介護 3 (737単位)	750円	1,499円	2,249円	750円	1,499円	2,249円
			要介護 4 (806単位)	820円	1,640円	2,460円	820円	1,640円	2,460円
			要介護 5 (874単位)	889円	1,778円	2,667円	889円	1,778円	2,667円
	サービス提供体制強化加算 I (22単位)			22円	45円	67円			
	サービス提供体制強化加算 III (6単位)						7円	13円	19円
	夜勤職員配置加算 I (13単位)			14円	27円	40円	14円	27円	40円
	送迎加算 (1回につき、184単位)			188円	375円	562円	188円	375円	562円
介護職員処遇改善加算 I			所定単位数×8.3%			所定単位数×8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算 I			所定単位数×2.7%						
介護職員等特定処遇改善加算 II						所定単位数×2.3%			
介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数×1.6%			所定単位数×1.6%			
保険外のサービス	保険の枠を超えて上記のサービスを利用した場合						全額自己負担		
							朝食	350円	
							昼食	523円	
							夕食	572円	
							1日	1,445円	
	居住費/1日(従来型個室・多床室)						855円		
	理美容サービス費(1回につき)						1,500円		
	通常の送迎の実施地域外への送迎にかかる費用						実費相当額		
屋外行事の諸施設利用料、飲食代等、医療費、個人の嗜好による物品の購入にかかる費用等、実費負担が妥当と判断するもの。						実費相当額			

※ 利用者負担  
介護保険負担割合証及び介護保険限度額認定証に記載されている割合及び額とする。

## 別紙 (通常の送迎の実施地域)

### ア行

相生町、愛宕、油屋町、以下宿町、出雲、伊勢町、磯道町、稲田町、今博多町、伊良林、上田町、魚の町、馬町、梅香崎町、上町、江川町、江戸町、恵美須町、大井手町、大浦東町、大浦町、大籠町、大崎町、大山町、桶屋町、尾上町

### カ行

籠町、風頭町、鍛冶屋町、片淵、勝山町、金屋町、鹿尾町、樺島町、上小島、上戸町、上西山町、蚊焼町、川上町、川原町、館内町、京太郎町、草住町、黒浜町、毛井首町、麴屋町、興善町、香焼町、小ヶ倉町、国分町、小菅町、小曾根町、五島町

### サ行

竿浦町、栄町、坂本、桜木町、桜馬場、桜町、三景台町、三和町、椎の木町、下町、下西山町、十人町、白木町、新小が倉、新大工町、新地町、新戸町、新中川町、末石町、諏訪町

### タ行

大黒町、ダイヤモンド、高丘、高浜町、高平町、田上、立山、田手原町、玉園町、為石町、筑後町、千々町、築町、椿が丘町、鶴見台、出来大工町、出島町、寺町、土井首町、銅座町、藤田尾町、常盤町、戸町

### ナ行

中川、中小島、中新町、中町、浪の平町、南越町、賑町、西小島、西琴平町、西坂町、西山、西山本町、布巻町、野母崎樺島町、野母町

### ハ行

八郎岳町、八景町、浜平、浜町、早坂町、晴海台町、東小島町、東琴平、東山手町、東山町、彦見町、日の出町、平瀬町、平山台、平山町、夫婦川町、深堀町、船大工町、古川町、古河町、古町、古道町、星取、本河内

### マ行

松が枝町、丸山町、万才町、南が丘町、南町、南山手町、宮崎町、宮摺町、茂木町、本石灰町、元船町、元町

### ヤ行

八百屋町、八千代町、八つ尾町、柳田町、矢の平、八幡町、弥生町、寄合町、万屋町

### ラ行

炉粕町

### ワ行

脇岬町

【説明確認】

以上、介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり重要事項のご説明いたしました。これを証明するため本書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通ずつ所持するものとします。

ご説明日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〈事業者名〉 社会福祉法人 清心会 喜楽苑短期入所生活介護事業所

〈所在地〉 長崎市竿浦町945番地

〈代表者名〉 理事長 向井 敦朗 印

〈説明者〉 \_\_\_\_\_ 印

(利用者)

私は、重要事項説明書について説明を受け、その内容を確認しました。

〈住所〉

\_\_\_\_\_

〈氏名〉

\_\_\_\_\_ 印

(身元引受人)

〈住所〉

\_\_\_\_\_

〈氏名〉

\_\_\_\_\_ 印